

予算決算常任委員会（平成31年度予算審査）会議録

平成31年3月13日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時24分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

質疑

平成31年度一般会計歳出（4衛生費～9消防費）

閉議宣告

出席委員（15名）

委員長	丹 正 臣 君	副委員長	遠 山 昭 二 君
委員	井 上 久 嗣 君	委員	大 西 陽 君
委員	喜 多 武 彦 君	委員	国 忠 崇 史 君
委員	苔 口 千 笑 君	委員	佐 藤 正 君
委員	真 保 誠 君	委員	十 河 剛 志 君
委員	谷 守 君	委員	西 川 剛 君
委員	村 上 緑 一 君	委員	山 居 忠 彰 君
委員	渡 辺 英 次 君		

議長	松ヶ平 哲 幸 君	委員外議員	谷 口 隆 徳 君
----	-----------	-------	-----------

出席説明員

市長	牧 野 勇 司 君	副市長	相 山 佳 則 君
総務部長	中 舘 佳 嗣 君	市民部長	佐々木 幸 美 君
保健福祉部長	田 中 寿 幸 君	経済部長	井 出 俊 博 君
建設水道部長	工 藤 博 文 君	朝日総合支所長	法 邑 和 浩 君
総合企画室長	東 川 晃 宏 君	財政課長	丸 徹 也 君
環境センター長	河 口 光 輝 君	保健福祉センター所長	増 田 晶 彦 君

農業振興課参事	林 秀 忠 君	商 工 労 働 観 光 課 長	徳 竹 貴 之 君
土木管理課長	土 田 実 君	財 政 課 主 幹	藤 田 昌 宏 君
環境センター 副 長	今 井 博 明 君	保 健 福 祉 セ ン タ ー 副 長	川 原 淳 子 君
農業振興課主幹	市 橋 信 明 君	農 業 振 興 課 主 幹	久 光 徹 君
商 工 労 働 観 光 課 副 長	佐 藤 政 臣 君	土 木 管 理 課 副 長	中 井 康 寛 君
土木管理課主幹	鈴 村 章 君	保 健 福 祉 セ ン タ ー 一 健 康 推 進 係 主 査	黒 沼 美 穂 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 一 健 康 推 進 係 主 査	水 田 美 咲 君	農 業 振 興 課 長 農 産 係	佐 藤 匡 君
土 木 管 理 課 管 理 係 長	佐々木 憲 也 君		

教 育 委 員 会 教 育 長	中 峰 寿 彰 君	教 育 委 員 会 教 生 涯 学 習 部 長	鴻 野 弘 志 君
--------------------	-----------	----------------------------	-----------

病 院 事 業 者 副 管 理 者	三 好 信 之 君	市 立 病 院 局 長	加 藤 浩 美 君
----------------------	-----------	-------------	-----------

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	千 葉 靖 紀 君	議 会 事 務 局 長 議 務 課	岡 崎 浩 章 君
議 会 事 務 局 副 長 議 務 課 副 長	前 畑 美 香 君	議 会 事 務 局 主 事 議 務 課	駒 井 靖 亮 君

(午前10時00分開議)

○委員長(丹 正臣君) おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。これより本日の委員会を開きます。

○委員長(丹 正臣君) 本日の会議録署名委員は、3月6日の予算決算常任委員会で指名のとおりであります。

○委員長(丹 正臣君) ここで、副委員長と交代いたします。

○副委員長(遠山昭二君) それでは、昨日に引き続き、一般会計歳出について質疑を行います。第4款衛生費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。苔口千笑委員。

○委員(苔口千笑君) 私からは、保健事業費の産後ケア事業についてお伺いいたします。

産後ケア事業につきましては、大綱質疑でも大枠として御質問をさせていただきましたけれども、本日はその具体的な詳細の内容について伺いたいと思います。

まずは、周知方法についてお伺いいたします。4月から始まります事業でございますので、広報、新聞記事でもろもろ周知されることと思えますけれども、そういった一般市民の皆様方に向けた周知方法ということではなく、具体的に、この産後事業を利用される方がどの段階でどのように耳にされるのかということをお聞きしたいと思います。

○副委員長(遠山昭二君) 水田保健福祉センター健康推進係主査。

○保健福祉センター健康推進係主査(水田美咲君) 御質問にお答えします。

産後ケア事業とは、産後間もない母子への支援を強化するため、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施するものです。本市においては、本年4月1日から訪問型産後ケア事業を開始する予定です。利用者への周知についてですが、母子手帳交付時や市主催のマタニティスクール、ホームページ、そのほか子育て支援の情報提供などで紹介していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長(遠山昭二君) 苔口委員。

○委員(苔口千笑君) 続きまして、実施事業者についてお伺いいたします。

委託先は2つと前回の大綱質疑でお伺いいたしました。これは実際に利用されるお母さんたちが選べるのでしょうか。このどちらの委託先を選択するのかということを選べるのでしょうか、それとも本市が振り分けされるのでしょうか、お答え願います。

○副委員長(遠山昭二君) 水田主査。

○保健福祉センター健康推進係主査(水田美咲君) お答えします。

実施事業者については、市内のたぐち助産院、名寄市ののぐち母乳育児相談室に委託し、実

施していく予定です。利用に当たっては、お母さんたちが自由に2つの助産院を選択して決められるようにと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 続きまして、登録の開始月についてお伺いいたします。

この産後ケア事業自体の登録はいつから可能になりますでしょうか。そして、登録後いつから利用が可能になりますでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 水田主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（水田美咲君） お答えいたします。

登録開始時期についてですが、母子手帳交付時に事業の説明を行い、妊娠期から登録ができるよう予定しています。利用は産後、お母さんのほうから希望があった時点で利用開始と考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） この利用開始月について再度確認をさせてください。

母子手帳開始月の登録というお話がありましたけれども、実際の対象月は4カ月未満ということで、今現在、既に母子手帳を交付されていらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。その方々に関してはどのように登録のほうでお話を進められているのでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 水田主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（水田美咲君） お答えいたします。

既に御出産されている方については、3月中にこの産後ケア事業の御案内をお送りする予定をしております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） こちらについて、産後ケア事業の利用可能回数と自己負担額を教えてください。

○副委員長（遠山昭二君） 水田主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（水田美咲君） お答えします。

利用可能回数は1人最大3回までを予定しています。自己負担額については、訪問1件につき、単価は交通費、諸経費込みで8,000円を予定し、利用者の自己負担は1,000円を予定しております。なお、生活保護世帯においては自己負担額は無料と予定しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 最後の質問になります。対象時期、4カ月未満ということで、前回の大綱質疑でお伺いいたしましたけれども、この実際に利用できますのは、申し込みベースでの4カ

月未満でしょうか、それとも実施日としての4カ月未満という形になりますでしょうか。お答えください。

○副委員長（遠山昭二君） 水田主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（水田美咲君） お答えします。

実施日において4カ月未満ということになります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 苔口委員。

○委員（苔口千笑君） 済みません。もう一度、確認を今のところでさせてください。実施日で4カ月未満ということは、実施日の予定がずれるということは可能性としてはあるかと思えます。委託先2カ所の助産室ということで伺いましたけれども、その都合が合わないですとか、もろもろなことが想定されるかと思えますので、もともとの予定がずれても実際ということで、それは4カ月未満でこの事業の対象ということで大丈夫でしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 増田保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（増田晶彦君） お答えいたします。

基本的には、御本人が4カ月以内に申し込んだ部分につきましては、本事業の対象ということとを予定しておりまして、あくまでも事業所さんですとかその他諸般の事情によって若干時期がずれ込むという部分については、そこは4カ月を超えたとしても、4カ月過ぎたからこの事業の対象になりませんよという対応にはしないように予定をしております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 他に御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） 成人保健事業のうち、成人歯周病検診について質問いたします。

この事業は、成人保健事業の31年度拡充ということで、2月20日の定例会の初日に可決をしました土別市健康長寿推進条例のうち、市の推進する施策、歯と口腔の健康づくり、これに向けた事業と理解をしているところでありますけれども、それにかかわりまして質問いたします。

まず、成人歯周病検診、この事業目的、それから、その事業の効果、狙いについてお聞かせいただきたいと思えます。

○副委員長（遠山昭二君） 黒沼保健福祉センター健康推進係主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（黒沼美穂君） お答えします。

歯周病は、糖尿病や動脈硬化に伴う心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病との関連が示されていることから、歯周病検診を行い、歯周病とともに生活習慣病の予防・改善を目的とします。効果につきましては、歯周病検診を実施することで、予防のための正しい知識の習得、セルフケアの実践、適切な治療につなげることを治療効果としています。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 歯周病検診は、歯周病がその後のたくさんの病気の原因になるということで、大きな効果があるということで理解をいたしました。それだけ、公的保健機関などについ

ても、保健所の対応として歯周病検診の助成事業などもあるということも承知をしておりますから、今回の取り組みは非常にいいものだと思いますが、具体的に31年度からのこの事業の対象者についてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 黒沼主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（黒沼美穂君） お答えします。

国の健康増進事業では、40歳、50歳、60歳、70歳を対象としており、40歳、50歳、60歳を対象とします。このうち60歳以上については、サフォークジムやサフォーク脳活塾で歯周病予防のアプローチを行っておりますことから、60歳でサフォークジムや脳活塾に通っている方は少ないということで、本事業では40歳、50歳、60歳を対象といたします。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 40歳、50歳、60歳ということでありますけれども、もう一つ、来年度の予算の積算のようになっておりますけれども、40歳、50歳、60歳の対象者、数についてお知らせいただきたいと思っております。

○副委員長（遠山昭二君） 川原保健福祉センター副長。

○保健福祉センター副長（川原淳子君） お答えいたします。

対象予定数としましては25人を予定しております。

対象の年齢としましては、平成30年3月報の各年齢の人口から算出しておりますが、40歳で212人、50歳で277人、60歳で264人、合計753人が人口としては対象になります。全道市長会などで情報収集をいたしまして、そのうちの平均受診率が約3%ということから、推定受診人口を25名と算出しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 対象者は753人ですけれども、全道的な平均の受診率でいけば25人ぐらいしか受けないんじゃないかなということで、それが予算の積算の根拠になっているかなと思っておりますけれども、具体的に、その753人、七百数十人に対して、次年度、どのような周知、受診の案内をされるのか、お知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 黒沼主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（黒沼美穂君） 周知につきましては、6月4日の虫歯予防デーに合わせ、チラシ、ポスター、新聞記事や市の広報、ホームページ、さほっちメールを活用し周知いたします。案内方法としましては、対象となる方に個別で受診勧奨通知と受診券を郵送する予定です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 対象者には個別通知ということでございますけれども、具体的に、この受診券が送付されて、検査に行くよということでございますけれども、その検査を受けられる歯科診療所というのでしょうか、その数と具体的にどういった検査になるのか、お知らせください。

い。

○副委員長（遠山昭二君） 黒沼主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（黒沼美穂君） お答えいたします。

受けられる歯科診療所は、士別歯科医師会を通じ、協力いただける歯科医院について確認をいただいているところです。検診の内容としましては、歯周病疾患に関する自覚症状を問診で確認します。現在の歯や喪失歯の状況、出血や歯周ポケットの状況、そのほか歯肉組織を診る検査を行います。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 検査を受けられる診療所は、この後、歯科医師会との確認ということで、6月以降の受診券の送付の際には受けられる診療所があわせて周知をされるのかなと思うのですが、実際に検査を受けるに当たって、本人の検査にかかわっての自己負担はありますでしょうか。お聞かせください。

○副委員長（遠山昭二君） 黒沼主査。

○保健福祉センター健康推進係主査（黒沼美穂君） お答えいたします。

自己負担は500円とします。生活保護法による非保護世帯に属する方は無料とする考えです。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 先ほど御答弁の中で、31年度の予算の受診を想定されている人数が25人ということでありましたけれども、対象者のうちの3%ということではありますが、せっかく新しく取り組む事業、また、冒頭申し上げましたとおり、士別市が健康長寿推進条例、これを制定して、その中での新たな取り組みということもございますので、予算上は3%受診ぐらいかということであるかと思っておりますけれども、さらに市として、この率を上げていく、ほかの保険者の助成を受けている方もいらっしゃると思っておりますし、また定期的のみずからが通っていらっしゃる、歯の治療をされているという方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、ぜひこの3%、平均を大きく超えるような何か方策を求めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 増田保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（増田晶彦君） お答えいたします。

あくまでも、この3%というのが全道市の平均というところではございますが、冒頭、委員からのお話もありましたとおり、本事業につきましては、国としても、この後の成人病、その他の生活習慣病の予防という部分についても非常に重要な政策の一つと位置づけておりますことから、本市といたしましても、対象者を中心という形にはなりますけれども、この新事業についての周知、それから目的というところをしっかりとお伝えしていくという中で、この3%の予定というところをもっと多くの方に利用していただければということを考えておりますので、まずはしっかりと周知をして、この後、できることならばこれをきっかけに、それぞれが自発的に定期的な歯周病の検診につなげていければと考えてございます。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 他に御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、衛生費の中での家庭ごみの有料化について伺いたいと思います。

まずは、この事業は市民が一番注目している事業の一つで、市民生活への負担が大きい事業であります。今回、家庭ごみの有料化に関する条例改正が修正案のもと可決されました。それに伴い、一般会計予算訂正案も承認されました。今回のごみの戸別収集体制と市民サービスを維持していくためには、ごみの有料化はやむを得ない中でありますけれども、市民への急激な負担を避けるための修正案でありました。ここで、改めて家庭ごみの有料化への考えと、今後、有料化でのごみ収集体制が今までと変わらない市民サービスを受けられるのかを伺いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 河口環境センター所長。

○環境センター所長（河口光輝君） お答えいたします。

家庭ごみ有料化への考え方についてです。廃棄物関連事業費は、1年間で約5億8,000万円です。そのうち環境センターの建設事業費や旧処分場の埋め立て事業費などを除いた約3億円が家庭ごみに係る収集及び処理経費となります。土別市の厳しい財政状況において、さらなるごみの減量や分別、資源化を推進し、収集、処理、処分など、ごみ処理経費の縮減によって最終処分場の延命化を図り、現在行っている戸別収集を継続して実施していくため、かかる費用の30%を基本として、一部市民に御負担していただくことにしました。

市民サービスは今後も変わらないのかの問いについてです。今回の修正案による収集及び処理については、財源確保と現行サービスの維持とのバランスを考慮した中で、民間活力の推進を可能な限り低下させないこととして、収集体制を確保したところではありますが、次年度以降につきましても、さらなる財源確保が必要となることから、市民サービスを維持することについては現段階では判断することが難しいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今、財政が厳しい中での答弁として、今後のことは、今の時点では市民サービスを続けますという、はっきりとした答弁はいただけないんですけれども、やはり、いろいろ苦慮の中で、今回決議いただいた中での収入減ということになりましたけれども、やはり、この次年度はわからないということなんですけれども、いろいろな削減も含めた中ですけれども、市民サービスをそんなに急激に落としては私もいけないと思うんですけれども、そういう気持ちをきっとわかってはいると思うんですけれども、例えば改正を4年とか、そういう形の中で、いろいろ市民に打診できることは打診できる、それほど、次の年度と言わなくても、長期的な視点の考えでは答弁いただけないでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君） まず、今回の修正案のことに特化しまして所長のほうから御答弁申し上げたところなんですけれども、この後になりますけれども、ごみ収集処理体制につきまし

ては、可能な限り、うちの特徴的なことでもありますけれども、戸別収集をしっかりと維持していく、そして、収集回数につきましては、今後、有料化が始まりまして、ごみの減量化も進んでまいります。そうした中で、士別市のごみ収集量に応じた収集回数がどれだけ必要かという部分では、ごみが画一的に収まってきた段階で、ごみ量の様子を見ながら、本当に市として必要な収集回数がどこにあるのか、どの程度なのかということはしっかりと検証していかなければならないと、それで、その検証には、今後、有料化を進めて、一定期間のそのごみ量の推移も見なければならぬということもございますので、軽々に、今年度半年分ということでもありますけれども、それが、ごみが一定量推移していくまで少なからず検証する時間をいただきまして、このごみ収集体制をいかに維持していくかという部分は、ごみの収集回数を含めまして、この後、ごみ量の検証をした中で、今後、鋭意収集回数については考えていかなければならないということは村上委員がおっしゃるとおりだと思っておりますので、少しお時間を頂戴するような経過になると思います。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） この修正案を、訂正するに当たりまして市民への負担を削減したいという意向の中でありまして、今回の収集体制をまず継続していただいた中で、その中で市民と一緒に、今後の減量化にあわせて今後の対応を協議して、もちろん市民、議会にも、前もっての早い段階での説明を得ながら、ぜひ、とり行って市民のサービスを落とさないように今後もしていただきたいということをお願いしたいと思います。

次の質問をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、収集回数の平準化についてですけれども、今までの説明会にもたくさん取り上げた中でなんですけれども、これは農村地区のごみの収集回数が少ないのが現状であります。生ごみ、衛生ごみの収集回数を、7月と8月を週2回にさせていただいたように、農村地区の声に耳を傾けていただきまして、今後とも必要なごみの収集回数を少しでも対応していただきたいという思いの中で、この考えを聞きたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副委員長（遠山昭二君） 河口所長。

○環境センター所長（河口光輝君） お答えいたします。

委員お話の農村地区における収集回数については、当面の間は現状の収集を維持していきたいと考えておりますが、先ほど答弁申し上げたとおり、厳しい財政状況であることから、現段階で収集回数を増やし平準化を図ることは難しいと認識しております。家庭ごみ有料化導入における排出実態の検証結果から必要な収集回数を見きわめた段階で、全市的な平準化に向けた検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） なかなか財政的にも緩くないということで前段でも答弁ありましたが

も、それに引き続き、こういう気持ちはわかるんですけども、実際問題、このごみが収集になってからの農村部はもともと少ないという現実を把握していただいて、今後の協議の中でいろいろ考えていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけれども、家庭ごみの有料化実施における市民の説明会、例えば新しいごみの袋をいつ発注するか、今の袋をいつまで利用できるか、または有料化実施までのスケジュールを教えてくださいたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 河口所長。

○環境センター所長（河口光輝君） お答えいたします。

まずは有料化実施に伴う説明会を速やかに開催することとして、現在、士別市自治会連合会と協議を行っており、まずは各地区自治会連絡協議会ごとに説明会を開催し、各自治会との日程調整を行いたいと考えております。また、各自治会における老人クラブや女性部などの要望に応じて、きめ細かな説明会の開催に努めてまいります。さらに、ごみ減量化推進協議会に加入している各種団体や事業所などにも声かけを行い、説明会の要望があればお伺いし、開催していきたいと考えております。説明会で寄せられた御質問や御意見などについては、市のホームページや広報誌、SNSなどの媒体を活用して、共有する仕組みについてもあわせて検討しているところです。

この説明会については、有料化を実施する10月1日まで順次行ってまいります。この間、並行して9月1日から市内の指定小売店で指定ごみ袋の販売を開始し、10月1日からの有料化実施に向け円滑な導入を目指してまいります。また、指定袋の発注時期につきましては、今月、予算の決定後に発注を行いたいと考えており、納品につきましては、9月から販売が始まるということです。その前の8月の上旬までの納品ということで考えております。また、生ごみや衛生ごみの指定袋については、各家庭に残っている現行の専用袋を使用できる期間として、10月1日から11月30日までの2カ月間の経過措置を設けることとし、12月1日から家庭ごみ有料化を完全実施することとしております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 私のほうから、ごみの収集回数を含めた市民サービスということについて、市の基本的な考え方、今担当のほうは、自分のところで抱えている事業の予算と事業の執行ということで次の年度という話をしましたけれども、基本的な考えとしては、今回有料化するというのは、市民サービスを落とさないというのが原則で、有料化を目指すというか、市民に御負担をいただくということになっております。

今のサービスを継続していった中で、将来的にごみがさらに減量化になったときに、そのときに市民サービスの低下を招かないような収集の回数ですとか、村上委員がおっしゃられたサービスの全市的な平準化だとかといったことをしっかりと考えていかなければならないなといったようなことの言い方が、ちょっと伝わりにくかったかなと思いますけれども、基本的には

市民サービスの低下ということがないように、将来的な状況を見ながらしっかりと対応をしていくということが基本的姿勢になります。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 追加していただきまして、ありがとうございます。

ぜひ今の市民負担への、サービスを本当に努力で落とさないように、今後とも、前向きな答弁をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副委員長（遠山昭二君） 他に御発言ございませぬか。十河剛志委員。

○委員（十河剛志君） 今の村上委員の質問と多少かぶる部分があるとは思ひますけれども、まず今の副市長が訂正なされたと思ひんですけれども、収集は次年度は維持するということで、まずよろしいですよ、そこだけ確認させてください。

○副委員長（遠山昭二君） 佐々木市民部長。

○市民部長（佐々木幸美君） お答えいたします。

次年度の収集体制は、収集回数等も含めまして、質を落とすことなく、現状維持でしっかり対応してまいるという考えでございませぬ。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） それでは、私のほうから、説明会のほうは村上委員がお聞きしましたので、今回のごみの有料化に関して、市民も大変関心を高く示してございませぬ。市民に直結する部分でもありませぬし、市民周知は非常に重要であると思ひます。ある意味、有料化する金額のことよりも、分別とか排出方法などで市民に混乱を起こしかねないと思ひますので、その説明はじっくりしていただきたいと思ひます。

それでも、先ほど一部広報で知らせていくという話がありましたが、どのようなトラブルをまず想定してございませぬのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○副委員長（遠山昭二君） 今井環境センター副長。

○環境センター副長（今井博明君） お答えします。

まず、家庭ごみ有料化を実施するに当たっては、市民、関係機関などの十分な理解が必要であることから、自治会を対象とした説明会の開催、出前講座などによる各種団体への説明会の機会を設け、そのほかにも広報誌、市ホームページのほか、さまざまな媒体や機会を積極的に活用し情報を伝えてまいます。

どのようなトラブルを考えてございませぬかの部分ですが、まず指定袋を使用しないでのごみの排出、生ごみ・衛生ごみ専用袋の猶予期間後の排出、指定ごみ袋の誤ったごみの出し方、一例ですけれども、その他プラスチックの袋に一般ごみを入れて排出するなど、あと最後には、指定ごみ袋に混在したごみの排出などを考えてございませぬ。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） きめ細かい説明をお願いしたいと思います。

それで、先ほど各種懇談会・説明会で出た部分の疑問などを広報などで今説明してくれたんですけれども、私、道内の市町村のインターネットでちょっと調べたところ、結構Q&Aという形で、市民に対して、こういう問い合わせがあって、こういう回答をしましたというのを、多分有料化になる1カ月前とか、それぐらいに示したほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、これについてどう考えますか。

○副委員長（遠山昭二君） 今井副長。

○環境センター副長（今井博明君） お答えします。

先ほど村上委員に答弁したとおり、市民説明会などで出された御意見につきましては、広報誌、ホームページなどを活用して速やかにお知らせしていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） よろしく願いいたします。

それで1つ、これをしてくれということではないんですけれども、一緒に調べていて、ちょっと気になる、北広島市のことなんですけれども、家庭ごみの有料化の周知の部分で、指定ごみ袋の提供品を渡している。だから、始まる前に、その有料化を市民全体にお知らせする、啓発というか、内容、こういう袋で出すんですよということで、提供品として、何種類配っているかはちょっとわからないんですけれども、市内全世帯対象に指定のごみ袋を試供品として配付していますと、こういうおもしろい取り組みもありますので、ぜひ、まだ時間があるとは言えませんが、9月までに、こういう取り組みができるのであればいろいろ考えていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に行きます。次に、衛生ごみの周知、この部分については、障害者の関係や乳幼児、介護認定4、5への対応、以前、説明会では軽減措置を設けるということなので、この辺の周知もあわせて、どういう内容で軽減措置を行うのか、ちょっとお聞かせください。

○副委員長（遠山昭二君） 河口所長。

○環境センター所長（河口光輝君） お答えいたします。

福祉的施策対象者への周知についてです。福祉的施策の制度全般の周知については、広報誌、市ホームページ、SNSを活用し、お知らせしてまいります。また、それとは別に、減免の対象となる障害者、乳幼児世帯に対しましては、市で発送する郵便物にお知らせを同封するなど、あらゆる機会を活用し、制度内容についてお知らせをしてみたいと考えております。また、内容につきましては、広報誌では8月ごろの掲載を考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ただ、以前には、衛生ごみで障害者への周知、これも1回、私も質問させていただいたんですけれども、やはりこういう人たちに対応をきちっと説明する意味でも、今、

障害者はグループホームとか、いろいろ障害者だけで住んでいる場所も多くあります。そういうところに、やはり士別で施設といっても、そこに関連している施設は何カ所かしかないのです、そこに出勤をしていって、出向いて説明するというのも必要じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 河口所長。

○環境センター所長（河口光輝君） お答えいたします。

福祉施設につきましては、こちらのほうから連絡などをさせていただき、要望を踏まえまして、説明会などを開催してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） よろしく願いいたします。

それでは次に、先ほど衛生ごみについてお聞きしたんですけれども、先日も山居議員が大綱質疑で外国人のことをお聞きしたんですけれども、士別には、そのとき68名の外国人の方がいるというお話でした。外国人に、広報誌やインターネットでなかなか周知できない部分もあると思います。その部分をどう説明するのか、お聞かせください。

○副委員長（遠山昭二君） 河口所長。

○環境センター所長（河口光輝君） お答えいたします。

外国人を受け入れている農家や事業所では、受け入れ時にごみの出し方について説明をしているところです。受け入れ農家や事業所での説明を基本と考えておりますが、必要に応じ、市としても説明用の資料を作成するなど、対応を検討してまいります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ぜひ士別に住んでいる方みんながわかるような説明としていただきたいと思います。

次に、この家庭ごみの有料化に伴って、市民の方が、やはり不法投棄が増えるのではないかという心配が、結構耳にするんです。それで、その不法投棄に対する対応をどのように考えているか、お知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 今井副長。

○環境センター副長（今井博明君） お答えいたします。

不法投棄は、廃棄物処理法第25条で禁じられており、違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が課せられる重い罰則が定められております。市としても、不法投棄を未然に防ぐため、看板設置や監視パトロールの強化、警察との連携を図りながら発生抑制に努めてまいります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） それで不法投棄、今言った5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金ということなので、この部分を市民に知らせるべきだと思うんです。それで、これからパンフレット、ポスター等をつくっていくと思うんですけれども、その部分に掲載する予定はございますか。

○副委員長（遠山昭二君） 今井副長。

○環境センター副長（今井博明君） お答えいたします。

不法投棄は違法行為であることを、これから行う市民説明会の中でも周知してまいります。以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 私が聞いたのは、パンフレットやポスターに掲載するかということなんですけれども、ほかの自治体の内容を見ると、パンフレットとかを見ると、必ず最後は不法投棄の罰則のことを掲載しているんです。土別もそれを行うかどうか確認します。

○副委員長（遠山昭二君） 今井副長。

○環境センター副長（今井博明君） お答えいたします。

委員お話しのとおり、今後もパンフレットですかポスターですかにきちんと掲載をして、また、先ほども説明いたしました、市民説明会の中とかでもきちんと周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） よろしく願いいたします。

それで、ごみの有料化に関して、ちょっと内容が変わりますけれども、今までは周知の部分でしたけれども、今度は家庭ごみ排出用ごみ袋製作費1,243万7,000円を計上しています。それで、先日本日伺ったときには、家庭用のごみ袋は10枚入りでしか販売を考えていないとお聞きしましたが、間違いありませんか。

○副委員長（遠山昭二君） 河口所長。

○環境センター所長（河口光輝君） 指定ごみ袋につきましては、10枚入りでの販売を考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 一応、10枚入り、今回の価格でいうと、一般ごみで135円、ですから10枚入りでは1,350円、その他プラでも90円ですから、45リットルで900円という形になります。金額的にも、一般ごみ、その他プラ、生ごみ、衛生ごみ、一番大きいサイズで買うと3,540円になるんです。ほかの市町村でも、やはり帯広みたいに、うちと同じ一般ごみがリットル3円のところはばら売りをしているんです。もしくは高いところは5枚入りにしたりとか、そういう工夫をしていますので、土別市も10枚入りしか売らないじゃなくて、ばら売りも、小売店で全

部が対象になっているかというところでもないんです、どこの市町村も。だから、やってくれるところには、ばら売りもできますよという表示をインターネットでちゃんと知らせているんです。だから、土別市もいろいろな販売店、小売店にお願いして、できる限り、ばら売りも扱うようにできませんか。

○副委員長（遠山昭二君） 河口所長。

○環境センター所長（河口光輝君） お答えいたします。

現時点におきましては、ごみ袋の取り扱いにつきまして、ばら売りにつきましては、現時点ではちょっと想定してないところでもあります。今後につきましては、検証も含めて、実施の有無を含めて検討してまいります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） ぜひ検討してください。この部分については、私がざっと見た感じ、全部の市町村を見たわけじゃないですけども、帯広市や紋別市、苫小牧市、伊達市など、何カ所かはもうやっているという事実もありますので、土別ができないということはないと思いますので、みんながみんなばらを買うわけではないと思いますけれども、必要な方もいると思うんです。金額が高いためにそういう必要性も出てくると思いますので、ぜひ、その部分の検討を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問なんですけど、このごみ袋10枚入りのこん包作業を、聞くところによると、このこん包作業を障害者施設へ委託して行っているということがあるみたいなんです。それで、ぜひ土別も障害者施設がありますので、そこへ委託できないか、障害者施設は、昨年、障害者福祉サービス等の報酬改定で、金額が下がって厳しい施設もあります。ぜひ今、土別市で行っている水道メーターの分解のように、その内容を障害者施設に委託していただきたいと思いますけれども、そのことについて見解をお示してください。

○副委員長（遠山昭二君） 河口所長。

○環境センター所長（河口光輝君） お答えいたします。

ごみ袋を作成している事業所がこん包作業を障害者施設に請け負わせていることは認識しておりましたが、市が障害者施設に作業を委託することについては、納期やコスト、責任の所在などの課題があり、市内の障害者施設にも確認したところ、設備投資や利益見込みについて不透明な部分があることから、現段階においては難しいとの回答をいただいております。現在、環境センターにおいては、リサイクル業務を市内の障害者施設にお願いをしており、今後についても支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 今の答弁で、施設は受けないと言ったわけじゃないです。その内容が見えないから今のところはわからないという部分です。私も施設のほうに問い合わせたところ、半

年くらい前、昨年10月ごろ、ごみ袋の製作会社から施設に問い合わせが来ていたと、できるかできないかという部分です。だから、業者的にも、やはりそういうのが当たり前であって、そういうことをしているということなんです。そういう施設で、士別市もそうやってくれと言われたときのために業者がみずからそうやって確認作業をしているんです。ですから、できないことはないと思うので、ぜひ、この家庭ごみのごみ袋の製作、10枚こん包を市内の業者でやれば、最初の段階で施設が受けられない場合もあるかもしれないですけども、将来的には、それが工賃の底上げにもなりますし、その施設運営にも大分かかわってきますので、ぜひ、その辺の検討をお願いできませんか。

○副委員長（遠山昭二君） 佐々木部長。

○市民部長（佐々木幸美君） お答えいたします。

障害者の優先調達推進法のほうが平成25年4月から施行されまして、士別市のほうも、物によって、障害者就労施設のほうから物品等の調達を実際のところやっております。そして、リサイクルセンターにおきましても、既に障害者施設の皆さんのお力をおかりして、分別のほうも一緒にやらせていただいている経過もございます。昨年のお話でございますけれども、ちょうど士別市のほうにも、既に実施されている施設の方も説明のほうにお越しいただきまして、そのお話も我々お伺いしたところです。ただ、施設の御説明の中では、やはりコスト面でしっかり運営していけるかどうかという部分も、この地に合うかどうかという部分も含めまして、いろいろ課題はあるところというお話もされてはおりましたけれども、既に実施されている市町村もございまして、ただ、一番、今のところ、ちょっと心配をしておりますところは、例えば指定ごみ袋をつくった会社のほうから、こん包のみ一部切り離して委託をさせていただくとすれば、例えば瑕疵責任です。そもそも製造元に瑕疵があったのか、もしくは引き受け手のほうでのことなのかという部分で、その瑕疵責任の判断というのもちょっと課題だなということ、実施されているところの課題の中でも挙げられておりましたので、将来的に一部切り離して、こん包作業ということでやっていただけるかどうか、その内容を含めまして、少し勉強する時間も頂戴しなければならないと。ただ、今年度の予算につきましては、オートメーション化されて、こん包までがしっかり業者としてできますので、そこに引き続きということで、予算のほうは計上させていただいている状況ではありました。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 十河委員。

○委員（十河剛志君） 士別市は障がい者福祉基本計画にも就労支援の部分が載っております。ぜひ士別市内でできることは士別市内の施設に任せられるような体制を構築していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○副委員長（遠山昭二君） 第5款労働費については通告がありませんでしたので、次に移ります。

第6款農林水産費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。西川 剛委員。

○委員（西川 剛君） それでは、農業振興費のうち、農作物栽培試験・栽培技術向上推進事業費、つくも4号の品種登録について質問をいたします。

先般報道の中で、つくも4号が品種登録をされたということで報道もされているところではございまして、平成31年度予算でいけば品種登録に係る委託料ということで18万8,000円の予算計上がされています。まず初めに、このつくも4号の今回の品種登録に至る経過についてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

つくも4号は、士別市農業応援アドバイザーであります三分一先生が、拓殖大学北海道短期大学の教授を務めていたときに大粒の黒大豆いわいくろを父、黄色大豆ツルムスメを母として、茶豆の良食品種の育成を目的に交配したのが始まりとなります。三分一先生は、特色ある大豆をふるさと士別でつくりたいとの思いから、平成24年に士別市のような寒冷地に適性があるか試験栽培を実施し、他品種との比較調査とあわせて品種登録に向け、選抜、育成を進めてまいりました。その後、28年2月に農林水産省へ品種登録を出願し、本年2月12日に登録がされたところであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） これまで平成24年からということで、とりわけこの間の品種選抜の部分の作業などについても、応援アドバイザーということで、士別市も試験栽培についてはかなりの協力をしてきたと思っておりますけれども、今般2月に品種登録をされたということで、これまでの取り扱いと変更になる部分がありましたらお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

今回出願いたしました三分一先生が、今後、つくも4号の権利者ということになります。権利者以外が種子の生産であったりとか販売であったりすることについては、法律で保護される形となります。士別市内で種子の生産・販売を行っていくためには、三分一先生の許諾等が必要になってきます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 生産・販売が法的に保護されて、今後の生産に係っては、いわゆる権利者からの許諾が必要だということでありましてけれども、この権利、また関連した予算の部分がありますけれども、平成31年度予算で品種登録に係る委託料支出ということになってはいますが、この部分は具体的にどういった委託行為になりますか、お知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

つくも4号の権利については、三分一先生がそのまま権利を有します。その後、市内で生産・販売を行っていくためには、三分一先生の許諾が必要でありますので、許諾には、知的財産権等の専門的なものもありますことから、契約書の作成等の事務を委託したく、費用を計上したところであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 専門家による契約関係の経費だということでございますけれども、この種のほうについてお伺いしますけれども、権利者が三分一先生になりましたということですが、今後、種子の保管あるいは種子の育成については、誰がどのように行っていくのか、お知らせいただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

種子の保管・育成につきましては、まずつくも4号の大もととなる種につきましては、三分一先生が保管する形となります。そのほか、生産するために使う種子の生産等につきましては、今後、許諾を受ける者が保管・育成を行っていく予定であります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 大もとの種は先生がそのまま保有をし、生産に使う種については、許諾を得た者が保管・育成ということですが、今、今後、その者ということだったんですけども、それは士別市になるのでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

今後の許諾者につきましては、三分一先生の意向もございまして、意向と、あと現在生産していただいている農業者さんの意見をお伺いしながら決定していきたいと考えております。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） それから、最後のほうの質問になりますけれども、現在のつくも4号をいわゆる原料とした商品、さまざまあろうかと思いますが、この機会に、現在のつくも4号を原料とした商品、この現状と、今後のいわゆるその特産品としての展開、今後の展望について、市の考えについてお聞かせください。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

つくも4号を原料とした商品販売につきましては、28年に札幌の会社が茶豆の納豆を販売したのが始まりとなります。以降、29年に市内業者によりますつくも4号の枝豆の販売、そして豆腐の販売が開始され、つい先日も市内量販店におきまして、品種登録記念ということで豆腐

の販売も実施されたところでもあります。そのほか、北広島市の会社で昨年6月から、はまなす茶豆納豆を販売しております、12月からは大豆の販売も開始しております。

そのほか、士別市農畜産物加工と現在つくも4号を使った新たな商品開発、販売に向けて協議を行っております、今後については、つくも4号を原料とした利用拡大を図っていく上で全国的に希少な茶色い大豆でありますので、そういった部分を特性としたPRを図っていききたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 次の質問をいたします。次は、農業未来都市創造事業、ICT営農支援システムの普及・促進についてという観点で質問をいたします。

平成31年度予算では、農業未来都市創造事業費745万5,000円計上でございます。この事業については、地方創生推進交付金を活用した3カ年事業ということで、今年度、その3カ年事業が一旦終了して、31年度も継続ということであろうかと思えますけれども、まず、この3カ年事業の実施主体でありましたプロジェクト、この概要と、3カ年行ってきたトヨタ自動車の豊作計画を用いた試験、この具体の中身は結構なんですけれども、実証に取り組んだ経営体の数についてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤農業振興課農産係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

プロジェクトの概要につきましては、士別市、J A北ひびき、トヨタ自動車、北海道銀行、道銀総研を構成団体としたICT営農支援システム研究プロジェクト団体におきまして、トヨタ自動車提供の営農支援サービス、豊作計画及び現場改善、改善指導を農業者が実施する農業生産活動に導入した実証実験により、本市農業での活用の検証や改良点の考案となります。実証には3つの法人等に御協力いただきました。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 今ありました実証試験でトヨタ自動車の作成した豊作計画、ICTツールでございますけれども、トヨタ自動車の資料によりますと、現場作業時に日報をスマートフォンなどに入力をして、作業終わった後の手書き日報の作業が軽減するというので、一月当たり、大体その時間が毎日日々20分ずつ削減すれば月に1人当たり1万2,400円何がしの経費の低減になるという、そういったシステムだと認識をしておりますけれども、この3カ年事業で、実際に豊作計画を使っていた3法人、今申し上げたとおり、トヨタ自動車が商品についての効果としてうたっているものが、実際にこの3カ年でどのような効果、具体的に実施をされた法人のほうからどんな効果があったとお聞きをしているのか、またプロジェクトとしてどのような効果があると判断をしているか、お知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

農業経営にとって重要な後継者や従業員の人材育成に加え、作業の効率化やコスト低減等を実現できるメリットが大きいものと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 林農業振興課参事。

○農業振興課参事（林 秀忠君） 実証に協力していただきました法人からの意見といたしましては、定期研修会に従業員が今まで参加したことがなかったのが参加することによって、ふだん研修なんかなじみがなかった人たちが研修になれるというか、そういう活動があるということで、発想とか気づきの面で従業員の皆さんに変化が出てきたという話がありました。

また、今後、まだまだ使い方になっていないという状況なんですけれども、なれていったら各自分たちが持っている農業機械が持つ作業能力、また、作業能力の実績とか稼働率の把握、また、農作業の実績を把握できるんですけれども、その把握した実績をもとにして適切な作業計画を組み立てる。そういうものの判断が適切にできるようになると。あと、新しい品目を増やしたいとかそういうときに、労働力の配分が果たして今の作業の体系からいって配分が可能であるのかということも見えてくる。一番は、データでいろいろなものが見えることによって、どこを改善するべきかということ自分たちで気づくことができるようになるという意見が出ております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） 実証に参加いただいた農業者から、今ありましたとおり、さまざまな効果ということであろうかと思えますし、地方創生推進交付金を活用して、本市においては地方創生事業として、今後もこのシステムを地域において拡充していくという方向になっているかと思えますけれども、それでは31年度、これまでの3カ年事業を受けて、この事業の取り組み方、変更がありますでしょうか。3カ年事業でいけば、プロジェクト団体が事業実施主体で、市としてはそこに交付金を活用した補助金という形になってはいますが、31年度の取り組み方についてお知らせください。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

平成31年度につきましては、プロジェクト団体を存続いたしまして、これまで蓄積しましたノウハウや成果を踏まえ、実際の農業経営において、作業時間の短縮やコスト低減が図られるモデル法人等の創出を進めることを考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 西川委員。

○委員（西川 剛君） わかりました。

最後にですけれども、3カ年事業でいっても3法人しかこのシステム概要について周知をし

ていないという状況でありまして、ぜひぜひ地域の中で広げていただきたいと思っておりますけれども、今モデル法人を作成するという答弁もありましたが、現時点で3カ年、この本市でやっている間に取り組んでみたいというお問い合わせも、もしかしてあったのではないかと思いますけれども、新規にシステムを導入していく農業者の拡大見込み、また、そこに向けた市としてのプロジェクトになろうかと思っておりますけれども、普及に向けた方策について最後お伺いして、質問を終わります。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

全国的には北海道や県がトヨタ自動車と提携を結び、道や県の農業改良普及員に対し、改善の手法を指導する研修会等が行われ、また、導入した法人も86法人に拡大し、今後さらに普及が進むものと見込みます。近隣では、昨年、旭川市において導入がされている状況です。

本市におきましては、普及に向け実証に協力いただいた1法人が継続を、また、現在3戸の農業者と新規導入に向けて協議を進めております。今後は、導入希望者を公募し、豊作計画の普及を進めてまいります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 他に御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私からは畜産振興費、めん羊振興事業費についてお伺いしたいと思います。

事業概要の中では、サフォークによる畜産及び観光事業を振興するため、綿羊経営の安定化や担い手の育成・確保を図る。また、安定した羊肉生産体制の構築を図るため、新たに羊肉のG I登録を推進するとなっておりますけれども、まず、このG Iについての説明をいただいて、そしてそのG Iの詳細、メリットについてお聞かせいただく、その上において、この事業は拡大となっておりますので、新たに取り組む事業の概要について御説明いただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 久光農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

初めに、お尋ねのありましたG I制度について御説明させていただきます。このG I制度、日本語でいきますと地理的表示という表示になりますが、こちらにつきましては、農林水産物や食品等の名前、名称の中から、その産地を特定することが可能である名称であること、もう一つは品質等の特性が産地と結びつきが強いもの、これを知的財産の一つとして名前を保護されるというものが、この地理的表示、G Iというものでございます。世界各国でそれぞれこのG I、地理的表示というものは取り組みがされておまして、日本においては、このG Iに関する法律が26年に制定され、これを国が知的財産として認めたものは保護するという制度が27年に制度化されたところでございます。

この制度の概要につきましては、1つは、申請者につきましては生産者団体が申請するもの、そして、審査については国が申請内容を審査し、該当すると認められたものは登録がされてい

るというものでございます。登録後につきましては、生産者団体におきましては、その生産の管理をみずから確認したりですとか、さらには、この確認している状況等を国も定期的にチェックするという形になります。そして、国は、この登録されたものについては、G I マークという国で統一につくられているマークがございますが、このマークを活用することが可能となります。そして、国のほうでも登録された産品が不正に使用されているような事例が、国内に限らず海外等も含めて発生した場合には国が取り締まるという制度の概要が、このG I 制度の保護概要という形になっております。

この中で、お尋ねのありましたG I 制度のメリットについてということでございますが、制度上の効果でいきますと、1つは、申請団体がまずその品質管理ですとか生産工程をみずから規定しまして、それを登録します。そして、登録された後は、生産者団体がみずからチェックすると同時に、先ほどお話ししたように国も定期的にチェックするということとなりますので、その食品、製品の信頼度が非常に増すと、消費者に対するアピールが高まるというのが1つメリットとなっております。また、先ほどもお話ししましたように国内外で不正使用、その名称の不正使用があった場合に申請者が取り締まるのではなくて、国が取り締まるということで、訴訟経費等も国がやるというのが、もう一つの制度上のメリットとなっております。

また、それ以外の効果としましては、これまで登録されている部分の一部の商品、産品においては、品質管理に対する生産者意識の向上につながってたりですとか、あと例えば取引価格が一部上昇するですとか、生産量が拡大するだとか、そういった効果も一部あるとはお聞きしているところでございます。

今回新しく取り組む事業の概要ということで、1つは、このG I 制度の保護制度でございますけれども、市内でサフォーク綿羊を生産しています士別めん羊生産組合として、このG I 制度への登録手続を今進めているところでございます。つきましては、この登録に要する経費、協議に要する経費、さらにはこの登録された後には、現時点でいきますと日本で羊肉、羊の肉の登録という事例はない状況でございます。日本で初めての羊肉の登録ということもありますので、これをPRツールの一つとして広く発信する経費、これを計上しております。このような形で羊肉のブランド化を進めたいと、さらなるブランド化を進めたいと考えております。このG I 制度の要する経費として67万円を今回予算で計上しているところでございます。

もう一つ、新たな事業ということでございますが、現在の士別のラム肉の成分を分析しまして、輸入ラム肉との成分を比較したいと考えておりまして、この経費としまして20万円を計上しております。合計で87万円の新たな取り組みの事業を計上しているところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、今の経費の話ですけれども、登録の経費の発生67万円と羊肉の成分分析20万円というところの、この87万円の出どころというのは、この予算づけした6項目の中のどこに入りますか。

○副委員長（遠山昭二君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

今お話ししましたG I制度の推進の関係、あと成分分析の部分につきましては、項目でいきます安定的な羊肉生産体制の構築、この中の金額の内数として計上しているところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ということは、この安定した羊肉生産体制の構築の110万7,000円の中からの新規事業が87万円という捉え方でいいですか。わかりました。

それでは次ですけれども、その下にあります綿羊経営の安定化に49万7,000円を計上しておりますけれども、その内容を御説明お願いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

1つとしましては、綿羊飼育に関します治療ですとか衛生指導、健康管理指導、これに要する経費について土別めん羊生産組合に補助する、この経費を35万円、また、屠畜出荷時に事故等で綿羊が死亡した際にこれに対する農家の負担軽減のための補助、これとしまして7万7,000円、観光放牧用の駆虫薬の購入7万円、これを合わせまして49万7,000円を計上しているところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今、観光放牧衛生の7万円とありましたけれども、これはどこに使いますか。どの場所で。

○副委員長（遠山昭二君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

例年、綿羊牧場のほうで観光資源の一つとして放牧してございますが、この中で近年、寄生虫の病気がここ数年発生している状況もありまして、これを改善するということが放牧観光をする上でも重要な部分、羊を生産する上でも重要な部分であったものですから、この改善するといいますか、その対策としまして駆虫薬を購入しているところでございます。ですので、買った分については、駆虫薬については土別の綿羊牧場で放牧する羊に対して活用するという考えです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。

それでは、最後の質問ですけれども、担い手の育成ということで最後に載っております6項目めに5万7,000円の事業費をつけておりますけれども、この担い手の育成という意味合いを

どのように捉えているのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

今後、綿羊の生産者ですとか生産頭数の拡大を進めていきたいという全体の思いの中で、さまざまな取り組みを進めているところがございますが、その手段の一つ、方法の一つとして、地域おこし協力隊の募集と活動等もしているわけがございますが、この地域おこし協力隊が活動する経費につきましては総務費の活動事業の中で賄う考えでございます。今回計上しました5万7,000円につきましては、この協力隊以外の中で、さらに新規の飼養を希望される方もいらっしゃるという状況もありまして、その方に対しての視察研修ですとかそういう費用も一部計上させていただいたという形でございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今、新規飼養希望者という話が出たんですけれども、現状、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○副委員長（遠山昭二君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） 現状でいきますと、お一人の方からお声がけをいただいているという状況です。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） その方は地元いらっしゃる方、よそから来られたのか地元なのかも含めて、この後ずっといらっしゃるのか等、ちょっとその辺お聞かせいただければと。

○副委員長（遠山昭二君） 久光主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） 今のお一人というお話をさせていただいたんですが、この方につきましては、現在就労という形で、綿羊の飼育に携わっている方でございます。一定の技術を要しているといった中であって、今後、将来的に独立ということも検討したいという御意見もいただいているところがございます。なかなか初め、一から綿羊の飼育、独立というところは難しいですが、そのような形で、現在就労として飼育に携わっている部分もありますので、本人の希望が達成できるような支援も、この中で考えていきたいという思いでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 他に御発言ございませんか。大西 陽委員。

○委員（大西 陽君） それでは、私のほうから、農業労働力支援対策推進事業について質問させていただきます。

それで、先ほど西川議員が質問した農業未来都市創造事業、この内容を見ると、目的が類似した部分があるわけですが、これは今後、この事業について見直すべきだと思います。

それで、労働力支援対策推進事業についてお聞きいたしますけれども、事業を進める上で、

この成果目標と、あるいは具体的な検討、研究項目を達成する上の行動計画について伺いますと同時に、この事業の継続年数は何年継続しているのかもあわせてお伺いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤農業振興課農産係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

初めに、成果目標でございますが、コントラクターでの機械労働力や人材バンク等の人手の確保による労働力など、さまざまな手法により労働力を確保する仕組みづくりが目標でございます。

次に、具体的な検討項目と行動計画ですが、31年度につきましては、コントラクターの育成や確保に向けた検討、J A北ひびき農業人材バンクの推進に向けた検討、外国人研修制度の調査、J A北ひびき I C T 農業研究会の研修活動の支援を予定しております。事業につきましては、平成25年度からの事業開始となっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） それで、この中にある農業人材バンクの現状についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤係長。

○農業振興課農産係長（佐藤 匡君） お答えいたします。

現在、農家の登録者数が32戸、農業従事を希望する方の登録が10人、平成30年度に実際にマッチングした件数は6件となっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 次の質問に入ります。6次産業化推進事業についてお聞きします。

この事業は地域資源の活用で新たな付加価値を高め、所得の向上などを目指すという事業ですけれども、31年度について、具体的な取り組みを計画している、あるいは検討しているという相談はあるのかどうか。さらに、この機運を高めるためには、今までの成果品、商品も含めた実践事例の紹介、あるいは商品化となった販売促進会などの開催を企画すべきではないかという提言でありますけれども、この2点についてお伺いします。

○副委員長（遠山昭二君） 市橋農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（市橋信明君） お答えいたします。

31年度の取り組みにつきましては、6次産業化推進事業交付金要綱に基づきまして、商品開発、販路拡大に取り組む農業者への補助や6次産業化研修会を開催します。また、地産地消を目的に地元農産物を購入できる場所やお取り寄せ情報をまとめた土別市産直マップも、本年度も引き続き配布とホームページへの掲載を行います。

今後につきましては、農畜産物加工品を販売されている方、あと直接農産品を販売されている方と意見交換を開催していきまして、その中で農業者の意見や要望をくみ上げて施策に反映

していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 次に、めん羊振興事業ですけれども、これは先ほど喜多委員の質問で、一定程度答弁を理解いたしましたので、1点だけお聞きしたいと思います。

新たに牛の飼養や羊肉の販売の照会があると今議会でありましたけれども、この具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 久光農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（久光 徹君） お答えいたします。

現在、全国的に羊肉の需要というのは、ここ数年高まっているという現状がございます。そういった中で土別市のほうにも、ちょっとこの土別の羊肉が使えないかということの御連絡は年に数件、道内・道外のレストランですとか、そういうところから問い合わせをいただいているところです。それにつきましては、状況に応じて市内の生産者のほうに情報を提供する中で対応しているという現状でございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 質問の仕方が悪かったんですけれども、遊休施設を活用した企業の問い合わせということで3点あります。この中に先ほど言ったものがあるんですか。具体的な内容についてお聞きしたい。

○副委員長（遠山昭二君） 東川総合企画室長。

○総合企画室長（東川晃宏君） 私から、2月20日の企業立地促進条例の一部改正のところ御答弁させていただいた関係かなと思いますので、私からお答えをさせていただきます。

こういった羊のということで、遊休財産を活用した相談というのは受けているということで御答弁申し上げたところです。その詳細という部分につきましては、昨日の総務部長や副市長の答弁にありましたとおり、まだ確かな情報として、そういった部分をいただいております。相談の段階というところを出ないというところでもございますので、その詳細といった部分については、申しわけございませんが、ちょっとお答えできないということで御理解いただければと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 大西委員。

○委員（大西 陽君） 詳細については今言う段階ではないということですね。

私、過去からの先輩の教えとして、しっかり心に刻んで守っていることがあります。これは物事を進める上で修正がきく時期に議論を終わらす、修正がきく時点で議論を終わらすと。この時期を間違えると関係した皆さんが不幸になる。これは私もなるだけ実践するように努力をしてきました。そういう意味では、できるだけ、この問題についても早く議論を始めてやらなきゃならないと。恐らく地域の人も市民も大きくかかわってくる問題じゃないかと予想されま

す。全部決まってから、実はこうだということ地域におろしたときに、あるいは、今までそこで生活している人たちの暮らしが大きく変わる可能性があります。物事によっては。そういう意味では取り返しのつかないことになりますので、できるだけ早く地区と市の方針と出して議論を始めるべきだと思います。

内容について、具体的にまだ言える時期じゃないとお聞きしましたので、これ以上議論することになりませんので、私の質問はこれで終わります。

○副委員長（遠山昭二君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時34分休憩）

（午後1時30分再開）

○副委員長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7款商工費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。喜多武彦委員。

○委員（喜多武彦君） それでは、私のほうからは、商工業振興費の中の事業名、買い物環境づくり研究事業についてお伺いしたいと思います。

事業概要の中では、農村地域の買い物支援に向け、実態調査や先進地視察等を実施し、持続可能な買い物支援対策を確立するとなっております。これが新規事業として上げられていますが、農村地域の買い物環境の改善を目指すということですが、この事業の立ち上げの経緯や事業概要について、まず説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤商工労働観光課副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） まずは、経緯につきまして御説明いたします。

人口の減少や大型店の出店、また宅配、インターネットの販売などへの購買流出によりまして、農村地域の小売店が閉店するといったような状況などから、これまでもおきまして、食料品アクセス問題の取り組みについてや、また、商店がない地域への対策など、買物が困難な状況をどのように解決していくのかといたしました問題に対しまして、全市的に対策を考えていくといったことをこれまでも話をしております。昨年に策定いたしました地区別計画におきまして、地域の課題として、多くの地域から買い物における課題が取り上げられている状況でありまして、市といたしまして、買い物弱者問題の解決に向けまして、これまで御説明してきておき、全庁的に取り組むことを改めて計画いたしまして、今回の調査・研究事業の実施に至りました。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 今、経過、経緯については御説明いただいたんですけども、事業概要についてはいかがですか。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） 事業概要につきましては、各地域の特性と実態を正確に把握することを目的に住民のニーズ調査というものを実施する予定でおります。ニーズに即した効果的な取り組みを試行的に実施するとともに持続可能な買い物支援策といったものを考えていくということを考えております。また、それぞれの地域に合った買い物支援というものを複合的に行うことで、買い物手段の選択肢を増やすといった形で、地域住民の方の不安の解消と生活環境の改善に向けまして検討を進めていきたいと考えております。

また、この事業の取り組みにつきましては、地元の調査といったことで、調査の結果につきましては専門的な分析なども必要になると考えておりますので、その調査や分析における支援、協力につきましては、名寄市立大学のほうにお願いをして、その調査・研究等につきましては、名寄市立大学のほうからは了承をいただいているところであります。今後につきましては、協議を進めながら事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 名寄市立大学と連携をとりながら調査を重ねていくというこの理解でよろしいかなと思いました。

この中に、先進地視察等を実施しとなっています。先進地視察を実施し、持続可能な買い物支援対策を確立すると説明されているんですけども、その先進地とはどのようなところを考えていますか。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） 先進地につきましては、現在の士別市の状況と同じような課題を抱える地域、またはその課題につきましては、現在解決すべく対策を実施している地域を対象に考えているところではあります。

実際にどのような地域なのかというところの例を挙げますと、買い物に行けなくて困っている方に対しまして、地元の商店が協働で取り扱いの商品カタログを作成いたしまして、訪問し、購入いただく商品について聞き取りまして、無料で配送を行っているものや、また、出店される場所を借りて、出前出店といたしました仮店舗の販売といったような支援対策などを行っている地域というものがありますので、そのようなところを想定しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） ということは、どの自治体かということは固定していないということの捉え方でいいですか。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） 現段階では、特定の自治体を定めているというところまでは決めてはいない状態ではあります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） その辺のことは、恐らく名寄市立大学との連携の中で改めて出てくるのかなという期待を込めていきたいと思いますが、この事業、研究事業で実施を計画している事業とかが恐らくあるのであれば、現段階で予定でもいいので説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） 事業の実施につきましては、現在お話でありますとおり、名寄市立大学のほうと協議をしながら内容を詰めているところではあります。名寄市立大学のほうにおきましても、今回のこういった調査等につきましては、地域の課題の解決といたしまして重要な研究となるということから、限界集落の調査・研究や農業経済学、統計分野における有識者によります研究チームといったものを編成していただいているところであります。

予定されます事業といったところになりますが、今年度実施予定といたしましては、地区調査といったところを挙げているところではあります。計画をするこの段階から名寄市立大学とは連携をし、内容等について提言をいただきながら進めているところであります。

調査の実施に当たりましては、調査地区を定め、細かく実施調査をするというところで、詳細を突き詰めていくといったような方法を検討している段階ではあります。方法といたしまして、戸別調査といったものを行う形で考えていますので、その地域の買い物状況の確認のほか、生活面での状況だとか、そういったものを把握できるような調査を今考えているといったところで、実効的な対策がとれるようにしていきたいと考えているところではあります。

この戸別調査の聞き取りによります実態調査につきましては、非常に時間を要することが想定されていますので、聞き取り内容や対象件数のボリュームなども考慮しまして、対象となる地区は一つに絞ることが望ましいのではないかといたことを現段階では名寄市立大学のほうから提言をいただいているところであります。

そういった内容から、今回調査におきましては、モデル地区という形で設定することを考えていますが、想定では多寄地区と想定しておりまして、調査におきましては複数年、実証実験の予定なども含めて、複数年で行うものを想定しているところではあります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） わかりました。

モデル地区が多寄地区という想定という今お話ありましたけれども、これは1地区だけに限らず、例えば昨年調査に入りました温根別地区をもう一度調査に入る、1地区だけでなく、やはり買い物に困難を来している地域に対して、できればやっていただきたいなど。1つよりも2つの地区のモデルとして、名寄市立大学との連携をとりながらやる必要もあるのではないかなと思います。

それから今、研究結果という話が出ていましたけれども、では、その結果が出た後に、どのように活用していくことを想定しているのか、お聞かせください。

○副委員長（遠山昭二君） 佐藤副長。

○商工労働観光課副長（佐藤政臣君） 調査の結果につきましては、まずは出ました結果につきましては地区でワークショップを開催しまして、内容等につきましてはきちっと説明していくところを予定しているところではあります。地元の住民の方々と、今回その調査の結果で分析から考えられる課題の解決につきましての取り組み等につきましては、きちっと一緒になって協議していきたいと考えているところではあります。

また、このような形で取り組みを行いました結果につきましては、その結果を踏まえて、取り組みの案として考えられるものの中には、地元有償ボランティアの協力による店舗の開業だとか、市内の小売店との連携した宅配サービスの支援と、そういったものなどいろいろ考えられるものがありますが、そういったものの支援。また、現在、市のほうでも取り組みの実施を考えられています買い物サポートや路線バスのデマンド化によります支援などとも連携したものを想定しているところではあります。また、こういったモデル地区といった形で、多寄で行いました調査結果につきましては、それを基礎資料という形にしまして、分析結果を、お話にありましたとおり、ほかにも課題を抱える地域というものがありますから、そのほかの地域にも応用していけるといったことを想定しているものではありません。

このほか、また想定されるものの中には、名寄市立大学のほうからは、研究結果につきまして、大学のほうの関係になりますけれども、学会での発表だとか、また学会の学会誌のほうに掲載するなど、士別市と連携した取り組みといったものを全国規模で発表していきたいといったような話を今の段階では相談されているといった形のものであります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 喜多委員。

○委員（喜多武彦君） 名寄市立大学との連携事業が、ある意味、その学会の中でということは、全国的にこう知られるという意味合いということです。わかりました。

その調査結果から、ではどのような課題の解決を目指していくのかというのが、最終的にどこを目指していくのかということをお聞かせ願って、この質問は終わりたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

私も名寄市立大学のお話を直接聞いてきたということがありますので、どのようなことを目指していくのかというのは、大体今の中に出ていたようにも思うんですけども、買い物がなかなかできないと、地域にお店がなくなったという話は、この対策については、議会の中でもいろいろお話をいただきましたし、子ども議会の中でも、先ほどお話があったかと思えますけれども、出ております。また、地区のまちづくり総合計画の中の地区のワークショップの中でも、いろんな地区にお話をいただきましたし、また地区別計画の中にも、いろいろそのよ

うなことが位置づけられております。

私どもも、これから市民の方が地域で安心して暮らしていくという中では大変大きな課題だなということで、これまでもいろんな方と相談もしてまいりましたし、いろいろその実践もしようということでお話を進めてまいりました。その中で感じたのは、地区からお店屋さんがなくなるということは、やはり、その地域の購買力から見て、小売商業として成り立たないという現実があるわけでありますので、我々がこれまで力を注いできたのは、小売商業として、お店屋さんをいかにそのなくなった地域に店舗展開していただくかといったことを力を入れてきたんですけれども、どうもそこだけ向いてはなかなか問題は解決しないなということから、今回、名寄市立大学、実際窓口となっていたいただいているのはコミュニティアカデミーセンターというところが窓口として、大学全体で取り組んでいただけるんですけれども、そこは地域と連携しながら地域の課題を研究して、先駆的事業を実践していくという役割を担っているところでありまして、センターのほうも、この士別もそうなんですけれども、道北地域全体で抱える課題だということで、今回いろいろ我々と一緒に取り組んでいただける、協力していただけるということになったわけであります。

そこで、実際の取り組みとして、相当地域に入って、それぞれの地区の方から詳しく聞き取り調査をしながら、どこに、その目指す方向が見えてくるんだ、課題があるんだといったところをしっかりと調査するというので、先ほど副長のほうから時間がかかるという話をしましたけれども、その中でしっかりと地域に時間をかけて入って、地域の状況をしっかりと捉えた中で、次の対策を目指していくということになりますので、これは地域の方も相当その中に入って、この事業の中に入っていただくということも想定しておりまして、目指すものとしては、まずは、その地域が買い物ができる地域になるといったところが第一義的でありますけれども、その取り組みによって、いろんな地域としては課題はあると思うんですけれども、地区別、地域によって地域の方で課題を解決してくるという手法を、まずは、我々とともに地区とともに作り上げていくと。それをいろんな地域で活用することによって、ほかの地域のその買い物もそうでありますけれども、これから少子高齢化時代で、いろんな課題が出てくると思いますけれども、そういった課題の解決に向けても、いろいろ応用していけるんじゃないかといったことを期待しているわけであります。

大学としては、大学の研究でありますので、いろんなところで発表したり、この成果を道北地域、いろんなところで同じような悩みを持たれているところに活用するというのでありますけれども、我々としては、今言ったように最終的には全市的に今回の事業の成果を活用しながら、いろんな課題解決の手法を見出していきいたいなということを考えているところであります。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。国忠崇史委員。

○委員（国忠崇史君） 私からは、商工費の中の観光関係の予算について質問いたします。観光客誘致とスポーツ合宿との関係ということなんです、主に観光客の誘致のことです。

3年前、予算審査特別委員会があったときに総括質疑というのがございまして、その発言席から観光についてのことをまとめて質問したんですが、そのときの趣旨で、観光関係の予算は一応グロスで2億円だと、いろんな観光協会の補助金だとかそういうものも全部ひっくるめて2億円という話でありました。それで、その中で観光を振興していくと。その振興の仕方なんですけれども、スポーツ合宿の誘致と、ある意味抱き合わせでやっていくんだと。既に東京オリンピックの開催が決まっていたので、台湾のホストタウンになるから、ウエイトリフティングなどのスポーツ合宿を誘致して、それと同時に台湾からの観光客誘致も図っていくと。

私の質問の趣旨としては、観光客誘致とスポーツ合宿の招致とは、そんな抱き合わせできるほど簡単なものではないんじゃないかということをお願いしたんですが、答弁としては、やはりそこら辺は抱き合わせ可能だし、スポーツ合宿を誘致すればするほど観光客も増えてくるんだというお話でしたが、今でもそういう認識をお持ちでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 徳竹商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

平成28年度のときにつきましては、それまで士別市が加盟をしておりますあさひかわ観光誘致宣伝協議会、こちらのほうとそれまで連携を図って、プロモーションを行っていた台湾について、今後、スポーツ合宿の誘致を本市としても行っていく、そういった面でいけば、士別市の独自性を出して、その上で合宿の誘致及び観光客の誘致を士別市単独で行っていくという道を探っていこうということもありまして、スポーツ合宿の誘致と台湾における観光プロモーションを実施してきているところであります。

当時、国忠委員もお話されておりました抱き合わせというところ、これがうまくいかなかったときの責任の所在等々の話をされておりましたけれども、しっかりとそのことを私たちとしても意識をしながら、合宿の誘致にのっかるという形ではなくて、しっかりと、その合宿の誘致に合わせて観光客の誘致というものを、向こうの旅行会社ですとかそういった旅行関係者との協議の中で、しっかりと自分たちの目標を持って進めてきたところでありますので、認識といたしましては、そういった認識で実施をしてきたところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） それで3年たったわけですけれども、主に台湾からの観光客誘致というのは、数値として実績が出ているんですか。それともそういったもの数値としてははかっておられないのか、ちょっと答えていただきたいんです。

○副委員長（遠山昭二君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

観光入込調査として公表されておりますところからいきますと、当市に宿泊をしている外国人観光客というところにつきましては、台湾、韓国、香港、中国等々がございまして、そのうち、宿泊客でございますので、当然、スポーツ合宿の方もいらっしゃいます。その中から観光

客というところで行きますと、合宿の数はわかりながらも、そこから、差し引いたものが観光かどうかというところはございますが、非常に数的には多くはないという現状ではございます。

しかしながら、羊と雲の丘を中心とする体験観光、これには宿泊は伴わないというものもございますが、稚内等に向かうツアー、そして、また稚内から道南のほうに向かうツアーというところで、特に冬を中心に香港、台湾、シンガポールから体験観光という形で、通過という形で立ち寄りをしていただいているところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 私は本当に何も市がやっていないとは思っていないので、いろいろプロモーションも含めてやられていると思うんですが、やはり明確な数字としてあらわれてないのはなぜかという、やはりどこかスポーツ合宿やっておけば観光客も自然についてくるんだという甘い意識があると思うんです。それは外国人だけじゃないですよ。日本人だって、国内から耐寒試験だとかでいっぱい来られますけれども、耐寒試験に来た人、夏も士別にプライベートで観光へ行きますと簡単になるかということです。だから、何か合宿誘致しておけば、そのウエイトリフティング選手の家族だとか友人だとかが来るさみみたいな、やはりどこか安易な発想なんです。

いや、今まではそれでもよかったと思うんですけれども、やはり心配が一つあります。それは、やはり、ほかならぬまちなか交流プラザ、道の駅の件なんですけれども、やはり12万人誘客して、初年度から黒字という、私から言えば、とらぬタヌキなんですけれども、やはり、そういうふうにもう目標も立ててやって、しかもまちづくり会社の社長さんも、もう命かけてやるなんておっしゃっているわけでしょう。もう具体的にそこまで目標立てているんだから、これは、死に物狂いでインバウンド客を確保しないと、12万人なんか達成できないんです。

今回、新年度の予算でも、特に台湾でのプロモーション活動に75万円とか計上していますけれども、一方で総合計画のほうを見ますと、台湾との交流を中心にしながらアジア圏の多国間交流も推進しますとなっています。本当に東アジア全般に交流先を広げていかないと、このまちなか交流プラザへの誘客も非常に私は厳しい、もう初年度から、正直言って、お荷物になる可能性は十分あると思うんです。ですから、そこら辺ちょっと、もっとレンジを広げていただけないか、答弁をお願いします。

○副委員長（遠山昭二君） 徳竹課長。

○商工労働観光課長（徳竹貴之君） お答えいたします。

これまで台湾というところを中心に行ってきたというところにつきましては、1市3町の広域の着地型の協議会、また、同じ枠組みとしてあります日台親善協会、そして、これまでもお話がありますホストタウンの関係からインバウンドの受け入れ、そういったところにつきましては、対象地域は台湾ということで誘致を行っているのは事実でございます。

台湾に関しましては、ホストタウンの精神などからも、いわゆる観光というところから一歩

進んだ地域間交流ですとか文化交流、経済交流というところを目的として、観光サイドのところからもホームステイ事業ですとか、今後については、なかなか受入整備という関係でいくと日本語ができる台湾の方というところの限定はつくかと思いますが、そういった方にも来ていただきながら、今後も実施するであろう、いろんな台湾に行つてのプロモーションや誘致、そして、こちらに観光客ですとかスポーツ合宿で訪れる方の通訳等々も含めて、そういった人材を何とか確保していきたいという思いで、現在、ホームステイを実施しておりますし、今後についてはインターンシップの受け入れに向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

そういった面でいけば、単純な観光というところから、台湾に関していけばもう少し進んだところの考えもあり、台湾に関しては団体旅行での大量の受け入れということよりも、ホームステイですとか個人旅行などをターゲットにした、この1市3町の協議会を立ち上げたときからのテーマということで、観光パンフレットにも1市3町のホームページにもメインタイトルとしてありますSlow Trip!、ゆったりとした旅というものを提供する、そういったところを目的としていければと考えています。

しかしながら、国忠委員御提言のあります、それだけでまちなか交流プラザの12万人の入込目標、それ以外、観光客誘引というところでは、一切、台湾以外のインバウンドの対応はしないのかということもありますので、現在、広域のパンフレット、土別のパンフレットもそうですけれども、対象言語としているのは、中国語の繁体字と英語の表記というところがあります。しかしながら、今回、広域で立ち上げたホームページにつきましては、無料の翻訳ソフトではなくて、有償のしっかりとしたとっていいと思いますけれども、翻訳ソフトを入れております。その言語につきましては、中国語の繁体字、そして簡体字、そしてハングルと英語の4つであります。東アジア全般というところでもありますところで行きますと、繁体字でいけば台湾、香港、マカオ、簡体字でいけば中国、シンガポール、マレーシアなど、そして、ハングルについては韓国ということで、東アジアの大体のところについては網羅できるのかなとは思っています。

ホームページの翻訳ソフトを入れたからといって、それが全てだとは思ってはおけません。今後においても、しっかりと観光客の誘引という形で入り込みにつなげていきたいと思っておりますし、スポーツ合宿においても台湾以外、中国ですとか韓国、そういったところのチームの実績もございますので、しっかりとそういった方たちが来られたとき、練習以外の時間でもしっかりと観光メニューを提供できるという体制を今後ともスポーツ課とも連携をしていきながらしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、まちなか交流プラザの12万人の入込目標、これについては非常に厳しい数字というのは重々承知をしておりますが、私たちの立場としても、しっかりとその目標を達成するために何ができるのかというのを真剣に考えていきながら、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 国忠委員。

○委員（国忠崇史君） 観光についての理念と、それから実際の目標ということについて分けて考えるべきだと思うんです。理念については、今課長のほうからSlow Trip!という理念を、今キーワードを挙げられました。確かに、誰も士別に観光バスで、外国人、ばっと乗りつけて爆買いして、免税店に寄って爆買いしていくという、そういうことをこのまちでやってほしいとも思わないし、むしろやりたいなんていう人もいないと思うんです。もう個人旅行中心としたSlow Trip!の誘致をするしかないです。それは理念です、一つの。その理念で、マイペースでやりたいですよ、確かに。マイペースでやりたいんだけど、結局、まちなか交流プラザをつくっちゃったら、やはりそうはいかない。数を追求していかなきゃならないということです。

これはすごくジレンマであって、やはり、そこら辺、数を追及するには、もう私も台湾は何回も行っているし、この間、公民館で台湾語講座、中国大陸と若干違うんです。北大の院生の卓彦伶さんから5回の講座を受けて、台湾語もしゃべれるようになりました。やはり、そういうふうに関手を選んでいる時期じゃないし、もう数追求しなきゃならなくなったから、そこは、もう肝に銘じてやらなきゃならないということを強調したいんですけども、副市長、その辺ちょっと観光は頑張らなきゃならないと思うんですが、どうですか。

○副委員長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

確かに、委員おっしゃるとおり、合宿と観光とを一緒に推進することで、それだけ人をこちらに誘引できるかといったことだと、そういった考えも確かにあるなと考えます。ただ、本市は合宿の誘致を一つの地方創生の柱として考えているということであるので、まずはそこを切り口として、どういった取り組みができるかといったところからスタートして、委員おっしゃる、いろいろなその取り組みありますけれども、例えばその取り組む地域も、今、台湾をメインとして、これ2020年のホストタウンということでやっていますけれども、まず、そこをしっかりと取り組んだ上で次のアジア圏にどう広げるか。あるいは、その合宿と観光との取り組みの中から、観光客をこの地域にさらに誘引していくためにはどういった取り組みがあるかといったところの展開に向けて、まずは、ここからスタートとして始めたいと考えております。

○副委員長（遠山昭二君） 次に、第8款土木費の質疑に入ります。

御発言ございませんか。真保 誠委員。

○委員（真保 誠君） 土木費について御質問いたします。

ことは雪解けも早く、土木工事にかかわっては、本当にいい気候になればいいと思っております。そこで、工事発注につきまして御質問いたします。ゼロ市債の関係につきまして、もうホームページで31年度の発注計画が出ましたけれども、ここ近年の発注状況についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 中井土木管理課副長。

○土木管理課副長（中井康寛君） 土木費における過去3年間のゼロ市債工事の実績と平成31年度

ゼロ市債予算について申し上げます。

平成28年度は、5本の工事を3,564万円の予算で発注しており、同様に平成29年度は4本、3,100万円、平成30年度は4本、3,970万円の予算で発注したところです。来年度、平成31年度は10本の工事を6,010万円の予算で発注を予定しております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） ゼロ市債は、当然、前倒しということで3月発注になっているわけです。

非常に早く発注されるということは業者にとってもよろしいかと思うんですけども、この前倒しのゼロ市債についての3月発注になるということでの発注までの流れというのを、ちょっと詳しく教えていただけますか。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田財政課主幹。

○財政課主幹（藤田昌宏君） ゼロ市債の発注時期の部分についてであります。地方公共団体におきましては、事業を執行するに当たりまして、まず予算措置が必要となってまいります。原則、新年度になってからの入札、契約手続となり、入札までの積算期間につきましても一定程度の期間が必要になるというところを加味しまして、早期発注による資材や人材の確保、工事の平準化を図るため、ゼロ市債を活用しているところでございます。

実際にゼロ市債の対象工事とするものにつきましては、新年度の発注予定の工事の中から早期に発注・施工する必要がある工事、また早期に施工可能な工事等を選定した上で、予算としましては当該年度の予算に債務負担行為で補正を行って発注するという流れになっております。

以上になります。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） それと別に交付金事業の工事があると思うんですけども、ゼロ市債の発注とは別に、この交付金事業の工事についての発注の流れというのはどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

○副委員長（遠山昭二君） 藤田主幹。

○財政課主幹（藤田昌宏君） 交付金事業の発注までの流れの部分であります。社会資本整備交付金事業などの発注については、当初予算決定後の4月上旬に内示されることがほとんどでありまして、内示後で事業費を再度調整して、北海道へ事業の認可申請を行いますことから、工事の設計及び積算、そちらにつきましては、5月下旬以降の取り組みとなってまいりますことから、入札の縦覧期間を含め、発注するまでには、最短でも6月ごろの発注となるのが現在の状況でございます。

以上になります。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 昨年、私、初めて地元朝日で地域要望ということで参加しましたけれども、朝日地区では6月28日に地域要望ということで、今のゼロ市債、それから交付金事業とは別に、

この地域要望で実施されている要望を行政側はどのように受けとめて、発注までの流れとしてお考えなのか、この辺ちょっと教えていただけますか。

○副委員長（遠山昭二君） 中井副長。

○土木管理課副長（中井康寛君） お答えいたします。

地域要望の流れと予算への反映ということでございますが、まず地域要望は各自治会から要望書が提出され、市で要望内容を取りまとめし、その後、現地視察を実施いたしております。今年度は、委員おっしゃるとおり6月下旬の開催でございました。全ての現地を調査してから各自治会に回答書を提出しているところです。

予算への反映については、その寄せられた各自治会からの全ての要望箇所を確認し、安全・安心な道路や河川とするため、現地の状況を考慮し、優先順位をつけて次年度の予算に反映しているところです。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 今の御回答の流れをずっとくんだ中で、ゼロ市債については大体3月発注、それから通常の交付金事業については6月上旬発注ということで、この約3カ月の間というのは、非常に北海道にとっては御存じのとおり、秋冬と非常に条件が悪くなりますので、それまでの完成を目指すときに、この間に、もし出す手だてがあれば、発注されれば、施工する側も非常に経費のロスもなく、順調に施工できるんじゃないかと考えます。

それで、ここら辺のことを勘案しながら早期発注、早期着工、早期完成ということが皆さんの目標になると思うんですけども、この辺の平準化も含めて今後このロスというか、その間の発注時期、非常にやりやすい時期に発注されるということがベストだと思うんですけども、この辺をお酌み取りいただいて、何か手だてなり、今後、この時期に出せるような方法はないのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

地方公共団体が事業を執行するに当たりましては、先ほども答弁させていただいたとおり、まず予算措置が必要となってまいります。また、見積期間など入札手続に一定期間、工事についてはかかるということもございますし、また、補助事業の場合については、どうしても交付決定後に実施するという必要性がございます。そういったことから、公共事業については、年度当初の発注工事というのが少なくなり、降雪期前の工期末が多くなるという傾向が多く出てまいりまして、どうしても発注、施工時期に偏りが出ているという状況でございます。こういったことから、平成26年に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法の一部改正がございました。その中でも計画的な発注と適切な工期の設定が盛り込まれたところでございます。

本市におきましては、この改正以前から、年間を通した工事の平準化、早期発注に向けて、

効果的な執行を図るために発注計画の公表、またはゼロ市債、債務負担行為による複数年度の工事、また、国の補正などに関連する繰越明許の活用によって事業の前倒しをするなど、実施した経過がございます。また、本市27年に策定いたしました公共調達基本指針、こちらにおきましても、発注工事の入札、契約が適正に履行されるように公共工事の適切な工事の設定を図るものとしているところでございます。そういったことから、公共工事、公共調達における高い品質と適正な履行を確保するためには、発注施工時期の平準化というものは非常に重要なものと考えております。

今後におきましても、これまで対応してまいりましたゼロ市債、それから債務負担行為、繰越明許、そういった部分の事業を活用して、できる限りの平準化を図るように事業を今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 結局、本市の場合は、農業、工業、これが活発になれば、その経済効果で商業も活発になるという、この経済連鎖というのはあると思いますので、ぜひとも、まちなかを活気立たせるために、経済効果を出すためにも、ぜひ今おっしゃられたように努めていただければありがたいと思って、この質問を終わります。

次の質問であります。道道士別滝の上線の道路整備事業費についてです。

本年、約1,000万円の予算がついておりますけれども、これは道からの全額委託業務だと思っておりますけれども、私どもの地元、朝日としましては、非常に関心の高いところであります。この事業につきましての本年度のスケジュール、それから概要について御説明お願い申し上げます。

○副委員長（遠山昭二君） 佐々木土木管理課管理係長。

○土木管理課管理係長（佐々木憲也君） 道道士別滝の上線道路整備事業費の予算概要について、まずお答えします。

本整備事業は北海道が事業主体ですが、用地取得に当たり、地権者との調整や対応を円滑に進めるため、地域の実情を把握する市が事務を受託するものであります。予算の内訳は、用地補償費940万円、事務費58万5,000円、合計998万5,000円となっており、取得実績に相当する費用を北海道へ請求することになります。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 非常に、道の予算ですので見通しが流動的でわかりにくいと思うんですけれども、今後、朝日町の町民にとりましては非常に関心の高いところで、先ほどもお話ししましたけれども、見えない中、小まめに御連絡いただきまして、私どももちょっと報告したいと思っておりますので、この辺よろしくお願ひしたいということと、本市からも道のほうに、朝日町の活性化、これを目指しておりますので、ぜひ道への働きかけをよろしくお願ひ

したいと思っております。

加えまして、道管理の河川の要望も朝日から出ておりますけれども、旭川の建設管理部と、それと地元の住民との意見交換会も昨年暮れに行いましたけれども、非常に道も腰が重く、ぜひ行政側の市からも後押ししていただければ、話し合いもスムーズにいくかと思っておりますので、この辺もあわせまして、お願いとしまして、質問のほうを終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○副委員長（遠山昭二君） 土田土木管理課長。

○土木管理課長（土田 実君） 先ほどのお答えの中でスケジュールの関係が答弁漏れしていた件について申し上げたいと思います。

事業のスケジュールについてなんですが、事業主体であります北海道に確認したところ、30年度は、朝日中学校付近から東邦木材工業工場付近までの総延長1,750メートルの実測実施設計と、工事起点側の朝日中学校付近から、かわ井商店あたりまでの延長430メートルの用地測量を実施しております。31年度につきましては、残りの区間の用地測量と工事起点側の430メートルの区間の物件調査、用地取得を進める予定となっております。

工事の完成時期についてなんですが、事業工期に大きく影響します物件補償の調査や用地取得を31年度から複数年かけて実施する予定となっております。その成果がこれから出てくることや財源であります補助金措置率による事業費への影響など、現時点で公表できる段階に至っていないということから、事業スケジュールについては、今後、随時開催する説明会において、北海道からその時点の状況を報告していきたいと伺っております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 真保委員。

○委員（真保 誠君） 要するに、今年度につきましては、そうしましたら用地買収ということでは書いてございますけれども、そういった買収の実施まではまだいかないということで理解でよろしいでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 土田課長。

○土木管理課長（土田 実君） お答えいたします。

30年度については、今、測量の部分のみとなっております、買収につきましては、31年度から、予算の範囲内ではあるんですが、進めていくことになっております。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） ほかに御発言ございませんか。村上緑一委員。

○委員（村上緑一君） それでは、都市計画費の中の公園整備事業について伺いたいと思います。

まず初めに、この公園整備事業の中につくも青少年の家の解体事業が入っていることについてであります。先日、予算審査の中で、真保議員より普通財産環境整備事業の中で、この土木費の中に青少年の家が、解体が行われるということの説明がありましたけれども、ちょっとそこかぶるところがありますけれども、あえてお伺いしたいと思います。

まず、この青少年の家は普通財産かを確認したいと思います。その中で、今回のつくも青少年の家の解体工事費5,493万4,000円が予定されていますが、総務費の普通財産管理費の解体事業費にのせるべきではないでしょうかという質問なんですけれども、やはり、またその中身と、今までそういう事業形態で解体事業の仕分けがされた経過があるのか、まず、そこを伺いたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 鈴村土木管理課主幹。

○土木管理課主幹（鈴村 章君） お答えいたします。

つくも青少年の家の解体につきましては、つくも水郷公園内に立地しており、建物解体後も来園される方のさらなる利便性向上と安全を確保するため、これまでどおり公園として跡地を利用することを考えていることから、土木費で解体費を計上しているところでございます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） 私のほうから、過去の事例を含めてちょっと御説明させていただきたいと思います。

まず、地方自治体の予算の組み方なんですけれども、歳出予算につきましては、先ほど答弁させていただいた内容の理由もあるんですけれども、歳出予算につきましては、目的に沿った予算を計上するという形になっておりまして、そういった部分から土地利用を、次に何をつくるのか、そういった部分で、基本的にはその事業費の中で予算計上して、事業を実施する中身となっております。

そういった部分で過去の同じような事例としてあるかどうかという部分なんですけれども、いきいき健康センター建設時に、その現地にございました旧あすなる保育園、こちらの部分の建物、当時は解体時については普通財産という形になっておりましたが、この部分につきましても、当時、いきいき健康センターの予算であります民生費の高齢者福祉センター建設事業費、こちらの中で解体工事を予算計上いたしまして、事業執行を実施している事例がございます。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 説明ありがとうございます。目的、事業によつての仕分けを進めるということ。ありがとうございます。

それでは、次に質問なんですけれども、今後、つくも青少年の家の解体跡のことなんですけれども、解体跡、どういう状態の利用について考えておられますでしょうか。

○副委員長（遠山昭二君） 土田土木管理課長。

○土木管理課長（土田 実君） お答えいたします。

解体跡地利用についてなんですが、予算では天塩川堤防沿いの市道、水郷通りから士別サイクリングターミナルにアクセスする園路整備を計上しております。園路整備以外の解体跡地については、つくも青少年の家解体工事に劣化が著しい建物前の駐車場の解体も含まれているた

め、解体後の駐車場利用状況や各施設の活用状況などを調査し、景観や利用ニーズに応じた整備を検討していきます。

以上です。

○副委員長（遠山昭二君） 村上委員。

○委員（村上緑一君） 今、青少年の家解体跡の園路整備事業、また、それに伴った利用者のいろいろな整備を行うということなんですけれども、この整備によって、この水郷公園がどのように改善され、利用しやすくなるのか、ちょっとお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○副委員長（遠山昭二君） 鈴木主幹。

○土木管理課主幹（鈴木 章君） お答えいたします。

現在の園路の使用状況につきまして、夏季は遊具広場で遊ぶ子供たちなど、公園利用者が安全に利用できるよう中央園路を閉鎖し、市道水郷通りから士別市サイクリングターミナルなどにアクセスしていただいております。また、冬季はつくも青少年の家と士別市サイクリングターミナルの屋根の落雪があることから利用者の安全を配慮し、中央園路を通行していただいているところであります。夏季と冬季とでアクセスする道路が異なっておりますが、園路を整備することにより、通年、市道水郷通りからアクセスできるため、施設利用者が安全かつ円滑に利用しやすくなることと考えております。

以上でございます。

○副委員長（遠山昭二君） 第9款消防費については通告がありませんでした。

○副委員長（遠山昭二君） 本日の委員会はこれで終わりたいと思います。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦勞さまでした。

（午後 2時24分閉議）